

令和五年第十五回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年九月十一日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第十五回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和五年第十四回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案三件と事務局からの報告が十件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第五十八号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和五年度

一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事

務局所管分）及び令和五年度学校給食費会計補

正予算案（第一次））

○渡部教育長 議案第五十八号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○知久教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第五十八号について御説明申し上げます。

本案は、令和五年第三回世田谷区議会定例会に提出予定である令和五年度一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）及び令和五年度学校給食費会計補正予算案（第一次）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案

するものでございます。

補正予算案の内容は、資料右上三ページ以降、世田谷区補正予算に記載しております。

まず、一般会計補正予算（第三次）でございます。歳出について資料右上一ページを御覧ください。表に08教育費補正額がございます。今回補正額は百五十万円の減額となり、補正後の教育費総額は三百三十七億八千二百四万三千円となっております。これは学校給食費会計の前年度繰越金が確定したことにより、繰出金を減額補正するものでございます。

以上が、一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）の主な内容でございます。

続きまして、学校給食費会計補正予算案（第一次）でございます。資料右上一六ページを御覧ください。

まず歳入ですが、一般会計からの繰入金の減及び前年度繰越金の確定により、六千二百六万二千円増額するものでございます。

歳出につきましても、歳入と同額を計上しております。

補正後の予算総額は歳入、歳出とも三十四億三千九百四十九万二千円となっております。

以上が、学校給食費会計補正予算案（第一次）の概要でございます。

詳細は資料右上一七ページ以降の世田谷区補正予算説明書を後ほど御確認いただければと思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第五十八号、区議会提出議案に関する意見聴取

(令和五年度一般会計補正予算案(第三次)(教育委員会事務局所管分)及び令和五年度学校給食費会計補正予算案(第一次))について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第五十九号 区議会提出議案に関する意見聴取(令和四年度

一般会計決算(教育委員会事務局所管分)及び

令和四年度学校給食費会計決算)

○渡部教育長 議案第五十九号につきまして、知久部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○知久教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第五十九号について御説明申し上げます。

本案は、九月開催の令和五年第三回世田谷区議会定例会において提出予定である令和四年度一般会計決算(教育委員会事務局所管分)及び令和四年度学校給食費会計決算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づいて区長から意見を求められましたので提案するものでございます。

決算の内容は、資料右上三ページ以降、令和四年度世田谷区各会計主要施策の成果のとおりでございますが、主なものについて御説明いたします。

資料右上一〇ページを御覧ください。令和四年度の財政運営の概要について御説明いたします。令和四年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、国際情勢が及ぼすエネルギー価格・物価等の高騰など、地域経済の動向は予断を許さない状況が続く見通しのもと、感染症防止対策をはじめ、物

価高を踏まえた区民・事業者への支援など、喫緊の行政需要に速やかな対応を図る財政運営となりました。令和四年度及び令和五年度における実施計画として定めた「世田谷区未来つながるプラン」に掲げる四つの政策の柱や十の視点に基づく行政経営改革の取組みなど、次期基本計画につながる施策を着実に推進するよう取り組みました。

続いて、資料右上一二ページを御覧ください。第二表、一般会計歳入決算前年度比較でございます。項目ごとの決算額等は記載のとおりです。表の下段、合計の欄ですが、令和四年度の歳入決算額は三千九百三十八億三千四百四十一万三千三百七十九円となり、前年度比四・六％の増となりました。主な増項目としては、特別区税や特別区交付金を合わせて約百十三億円の増となっております。

続いて、資料右上一六ページを御覧ください。第五表【B】一般会計歳出決算前年度比較でございます。各項目の歳出決算額等は記載のとおりですが、教育費について、令和四年度の決算額は四百六十九億七千六百四十六万七千六百五十三円となり、前年度比二三％の増となりました。教育費は全体の一二・六％を占めています。なお、教育費には子ども・若者部の事業経費を一部含んでいます。また、表の下段、合計の欄でございますが、全体の歳出決算額は三千七百三十七億八千七百八十万三百五十七円となり、前年度比四・八％増となりました。

続いて、資料右上一七ページを御覧ください。第六表、令和三年度から令和四年度へ繰り越した事業の執行状況でございます。教育委員会事務局所管分としましては、次ページ、一八ページの中段、校務用電算機システム開発及び運用から郷土資料館改修工事までの十一事業あり、執行額等は記載のとおりでございます。

続いて、資料右上一九ページを御覧ください。第七表、令和四年度から令和

五年度へ繰り越した事業の一覧でございます。教育委員会事務局所管分としましては、次ページ、二〇ページの下段、小学校施設改修工事から次ページの図書館改修までの七事業あります。主な繰越し理由としましては、学校においては学級増に伴う改修工事や実施設計等が四年度内に完了しないこと、認可園等においても工事が四年度内に完了しないことであり、繰越額等は記載のとおりでございます。

続いて、資料右上二三ページを御覧ください。第九表、特別会計決算収支前年度比較でございます。表の下段、学校給食費会計でございますが、歳入決算額は三十一億四千四百六十八万六千九百二十三円であり、前年度比一〇・八％の増となります。すぐ下、歳出決算額は三十億八千二百四十二万九千九百三十三円であり、前年度比一一・一％の増となりました。

資料右上二四ページ以降は世田谷区の主要事業の説明等々でありますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上、令和四年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計決算の概要について御説明いたしました。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第五十九号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和四年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計決算）について、採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第六十号 区議会提出議案に関する意見聴取（家屋損壊事故に係る損害賠償額の決定）

○渡部教育長 議案第六十号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○小泉学校教育部長 議案第六十号について御説明させていただきます。

本議案は、第三回区議会定例会に提案を予定している家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定の議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき、あらかじめ区長から教育委員会に意見を求められたため、御提案させていただくものでございます。

まず、本議案の内容につきましては、右上に表示の三ページを御覧ください。本議案は、事故の損害賠償額の決定に当たり、地方自治法第九十六条第一項第十三号の規定に基づき、委員会に提出するものでございます。

続いて、四ページを御覧ください。令和五年三月二日、記載の場所で発生した事故ですが、これは、本年五月二十四日の教育委員会にて事故発生の御報告をしましたとおり、区立千歳小学校において職員が樹木の剪定作業を行っていたところ、落下した枝が学校に隣接する家屋に接触し、外壁等を損傷させたものでございます。このたびの損害賠償額の金額及び相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、区議会での議決後、相手方と示談書を取り交わした上で当該損害賠償額を支払う予定となっております。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第六十号、区議会提出議案に関する意見聴取（家屋損壊事故に係る損害賠償額の決定）について、採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)次期世田谷区基本計画（素案）について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、次期世田谷区基本計画（素案）につきまして御説明させていただきます。

早速でございます。資料のほうを御覧いただければと思います。

一ページでございます。本件でございますけれども、令和六年度からの次期基本計画（素案）を取りまとめましたので、御報告するものでございまして、まず、1の主旨、2の計画期間、3の計画の位置づけにつきましては記載のとおりでございます。

続きまして、4の計画の素案でございますが、本日おつけしております別紙1が概要版、別紙2が基本計画（素案）の本編でございます。後ほど概要版を使用しまして簡単に御説明をさせていただきます。

5の区民意見募集の取組み結果でございますけれども、素案の作成に向けまして、基本計画（骨子）に対する区民意見募集をはじめ、デザインを活用した意見交換、区民ワークショップや子どもへのアンケート調査を実施し、幅広く御意見をいただきました。本日は別紙3から5として結果を添付してございます。

続きまして、かがみ文の6、今後の検討の進め方でございますが、計画素案

に対するパブリックコメントやデシデウムを活用した意見交換、基本計画審議会委員との意見交換などの取組みを進めまして、庁内や区議会での議論を踏まえ、さらなる検討を進めてまいります。

右上のページ番号で二ページ、次のページを御覧ください。7の今後のスケジュールでございますが、記載のとおり取組みを進めまして、令和六年三月の策定を予定してございます。

それでは、少し駆け足になりますが、概要版にて素案の御説明をさせていただきます。

資料右上のページで三ページからが別紙1、基本計画（素案）の概要版となります。

早速、四ページを御覧ください。A4横の資料になってございます。資料上段、第一章の「計画の策定について」では計画の位置づけ、期間等を記載してございます。資料下段、第二章の「計画策定の背景について」では社会動向や目指すべき未来の世田谷の姿を記載してございます。

続きまして、五ページを御覧ください。こちらが第三章、基本方針になります。区政が目指すべき方向性として「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」を掲げてございます。その下段、計画の理念ですが、計画全体を貫く考え方として記載の六つの理念を位置づけております。さらに、五ページの下段になりますけれども、地域行政推進条例及び同計画の考え方を反映するため、地域行政の基本となる考え方を記載してございます。

続きまして、六ページを御覧ください。重点政策が描く将来ビジョンとして、図に記載の六つのつながりを創出し、持続可能な未来の確保を目指すことを掲げてございます。

続きまして、七ページから九ページにかけて六つの重点政策を記載してござ

います。

まず、七ページでございます。左側、重点政策一、子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備ですが、記載のとおり目指す姿を掲げ、成果を測る指標を「自分のことが大事だと思う子ども・若者の割合」としております。その下ですが、施策の検討や実施に当たって重視する視点として「子ども・若者が地域の中で多様な人々と出会い、見守られながら育つ」とした上で、主な施策を掲げてございます。

同じく七ページの、今度は右側を御覧いただきまして、こちらが重点政策二でございます。新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実ですが、同じく目指す姿を掲げ、成果指標を「学びが楽しいと感じる児童・生徒の割合」、「生活の中で学びが身近に感じられるようになった区民の割合」としております。その下ですが、視点として、子どもを主体とした教育への転換など三点とした上で、主な施策を掲げてございます。

続きまして、八ページでございますが、八ページでは重点政策の三、多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成と、重点政策の四、誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化を記載してございます。

続きまして、九ページでございますが、こちらは重点政策五、自然との共生と脱炭素社会の構築、また、重点政策の六、安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出を記載してございます。

続きまして、一〇ページでございます。こちらは分野別政策の一覧でございます。まして、二つ目に教育分野でございます。教育分野として新たな学校教育の推進、不登校支援の強化、生涯を通じた学習の充実の三つの政策を含め、全部で九分野二十二政策を掲げてございます。

一一ページからが、ただいま御説明いたしました分野別政策の概要となります。

すが、一二ページを御覧ください。一二ページ、こちらは教育分野の三つの政策の概要となります。それぞれの政策において目指す姿、成果を測る指標、主な施策を記載してございます。

以降、一八ページの人権・コミュニティまで二十二の分野別政策の概要が掲載されてございます。

続きまして、一九ページを御覧ください。一九ページ、第五章の計画実行の指針ですが、計画に掲げる施策の推進に当たって考慮すべき指針として、記載の七項目を掲げてございます。

その下、第六章の持続可能な自治体経営でございますが、計画に掲げる「目指すべき未来の世田谷の姿」の実現に向け、持続可能な自治体経営の確立に向けた考え方を記載してございます。

二〇ページ以降が基本計画（素案）の本編となりますので、お時間のあるとき、後ほど御確認いただければと存じます。

また、本日、限られた時間でございますが、説明は割愛させていただきますが、一一九ページ以降に区民意見募集の結果をはじめ、デシデームを活用した区民意見募集の結果、区民ワークショップの開催結果、子ども向けアンケート調査の結果をそれぞれまとめさせていただきます。こちらも後ほど御確認いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区債権管理重点プラン（令和四～五年度）推進状況について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 それでは、私のほうから世田谷区債権管理重点プラン（令和四〇五年度）推進状況について説明いたします。

資料の一ページ、1、主旨でございます。区では、令和四年度から令和五年度までの二か年の債権管理重点プランを策定し、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでおります。今般、令和四年度における実績が確定したため、各取組みの実績と令和五年度の今後の取組みにつきまして報告するものでございます。

次に、2、債権管理重点プランの基本的な考え方については、記載のとおり五つの基本的な考え方を柱として各取組みを実施してまいりました。

次に、3、令和四年度の主な取組み実績でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対しては各種相談事業を案内するなど、丁寧な対応を行いながら収納率向上及び収入未済額縮減に努めました。

次に、二ページにお進みください。令和四年四月にWeb口座振替受付サービスを開始いたしました。本サービスでは、スマートフォン等からインターネットを利用して二十四時間口座振替の申込みが可能となっており、利便性の向上とともに口座振替の利用を促進し、期限内納付による収納率の向上に努めております。

続きまして、4の債権管理重点プランに掲げる九債権の各取組みでございます。現行のプランにおいては重点的に取り組むべき債権として、収入未済額がおおむね一億円以上及び一億円に満たないが重点的に取り組むべき債権として、九つの債権を対象としております。対象九債権における収入未済額合計の過去五年間の推移では、平成三十年度を基準として令和四年度までに全体として約八一%まで縮減されておりますけれども、学校給食費につきましては、(1)の一覧表に記載のとおり増加をしている状況でございます。これは主に、

平成二十九年度に玉川中学校、芦花中学校を除く中学校二十七校を、平成三十

年度には全小・中学校を対象に公会計化を実施したことで、会計規模が大幅に拡大したことによるものでございます。対象九債権の詳細につきましては三ページ以降に記載しております。

学校給食費につきましては、右上の三四、三五ページに記載してございます。

三四ページを御覧ください。当初計画からの変更点といたしまして、2、目標及び実績の令和五年度の現年分でございますが、当初、収納率九九・五%などの目標値を設定しておりましたが、学校給食の対象者の九割以上を占める児童・生徒分の給食費を無償化したことから、目標値は設定しないことに改め、斜線で表しております。そのほか詳しくは後ほど御確認ください。

二ページにお戻りいただきまして、5、今後の予定ですけれども、記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)新たな債権管理重点プラン（令和六〇九年度）骨子案について、本件に関して、山下課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 それでは引き続き、新たな債権管理重点プラン（令和六〇九年度）骨子案について説明いたします。

資料の一ページ、1、主旨でございます。現行のプランにつきましては、世田谷区未来つながるプランの行政経営改革十の視点に基づく取組みに位置づけられており、適正な債権管理を推進するとともに、収納率の向上及び収入未済額の縮減に取り組んでおります。今般、令和五年度において計画の最終年度を

迎えるため、令和六年度からの新たな債権管理重点プランの策定に向けて検討を進めており、その骨子案について報告いたします。

次に、2、計画の位置づけでございます。これまでのプランでは収納率の向上及び収入未済額の縮減を図るため、納付義務者の納付に係る利便性の向上に主眼を置き、キャッシュレス決済やWeb口座振替受付サービスの導入など、納付機会の拡大に取り組んでまいりました。その結果、区における債権の収入未済額については着実に減少しております。新たなプランでは変化する社会状況を的確に捉えながら、区民負担の公平性・公正性を確保するため、一層の徴収推進を図るとともに、引き続き、法令に基づく適切な執行停止などの納付緩和措置を行ってまいります。また、納付交渉を契機に生活困窮、多重債務があることが判明した場合は必要な支援に連携するなど、生活困窮者にも目を向けた計画とする予定でございます。

次に、3、計画期間・他の計画との関連、4、新たなプランの体系については記載のとおりでございます。

二ページを御覧ください。5、新たなプランの基本的な考え方及び取組みについてですが、これは次の三ページに記載の一覧表にて説明をいたします。

三ページを御覧ください。こちらの一覧表は、新たなプランにおける基本的な考え方、取組み名、具体的な取組み内容（例）をまとめた資料でございます。現行のプランの取組み内容を引き継いでいるほか、新たな取組みや現行の取組みを拡充する項目もございます。

新規の項目について一部抜粋して説明いたします。表の一番左の欄の基本的な考え方にある(1)適正な債権管理の推進では、債権管理を専門とする弁護士を活用した法律相談について必要に応じて実施してまいります。

続きまして、(3)徴収体制の強化では、定例的な事務の一部について民間事業者の活用を調査研究するとともに、プランの計画期間内において一部実施を

目指してまいります。また、電話催告センターは当面継続いたしますが、各債権の特性を踏まえた新たな催告方法を研究・検討してまいります。その一つとしまして、事前登録内容を指定の電話番号に自動的に架電するオートコールシステムによる催告を試行で導入する予定としております。

最後に、(4)生活困窮者への必要な支援では、生活困窮者の案件を各債権間で共有し、必要な福祉所管の窓口につながるなどの仕組みづくりを検討いたします。

なお、具体的な取組み内容は今後適宜見直しを行い、より実現性のある内容としていく予定でございます。

お手数ですが、二ページにお戻りください。6の今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)小学校の学校主事務の民間委託の効果・検証等について、本件に関して、前島学校職員課長より説明をお願いします。

○前島学校職員課長 それでは、小学校の学校主事務の民間委託の効果・検証等について御説明いたします。

資料、1の主旨でございますが、令和四年四月から小学校の学校主事務の民間委託を開始しておりますが、その業務委託に関する効果・検証の状況を報告するものでございます。

2の民間委託の実施状況については、記載の三校でございます。

3の委託校における業務の効果検証の状況でございますが、これまで当委員

会において御報告させていただいておりましたが、年度ごとに御報告させていただきます。

まず、①令和四年度でございますが、駒繫小学校と芦花小学校における履行状況調査の結果は、二校とも五段階の五、優秀でございました。

ここで履行状況調査について御説明いたします。一ページ下段を御覧ください。履行状況調査は、校長が記載の五段階評価をするものでございます。評価項目、評価内容につきましては記載のとおりでございます。各項目ごとの評価と全体評価で、それぞれ五段階評価をしております。

それでは、中段のほうにお戻りいただきまして、表の中の二段目、事業者への聴取を御覧ください。履行状況調査の結果を踏まえまして事業者とヒアリングを実施し、小学校特有の業務である立番や災害時の対応等についても確認しているところでございます。児童・生徒への聴取については、二十名程度の児童と学校設置の委員会等において直接意見を聴取し、おおむね肯定的な意見でございました。その他、検証項目、検証内容に対する評価につきましては記載のとおりでございます。

二ページ目を御覧ください。令和五年度は、令和四年度に引き続きまして二校と奥沢小を合わせた三校で実施しております。意向状況調査の結果につきましては、駒繫小学校、芦花小学校の評価は五段階の五で、奥沢小学校は四でございました。この調査結果を踏まえた事業者へのヒアリングにつきましては、二年目となる駒繫小学校や芦花小学校では、事業者が先を見越した作業であることを確認し、対応ができていることを確認し、奥沢小学校も学校と綿密に相談しながら進めているとの御報告がございました。

児童・生徒、保護者等への意見聴取につきましては、今年度はアンケート調査を実施しております。アンケート概要や、そのアンケート結果につきましては、三ページの別添1を御覧ください。

Iの調査概要でございますが、2の調査対象として、三校で対象は記載の方々を対象として実施しております。調査期間は記載のとおりでございます。回答数でございますが、三校合計で八百十四名、六一・二%、保護者は七百人弱、教職員は八十一人となっております。

続きまして、IIの調査結果でございますが、こちらは三校合計の数値、割合となっております。

まず児童ですが、問いは五問と自由意見を聞いております。各項目ごとに、そう思う、どちらかといえばそう思う、どちらかといえばそう思わない、そう思わない、分からないを選択する方式で回答いただいております。結果としましては、そう思う、どちらかといえばそう思うを合わせると、各項目、八割から九割以上となっております。

続きまして、四ページを御覧ください。保護者にも同様の質問をしております、各項目でそう思う、どちらかといえばそう思うを合わせると、七割以上となっております。

次に、右側の教職員の調査結果でございますが、児童、保護者と同様の質問及び校内の保守、来校者対応、児童の事故等の対応をプラスで聞いてございます。各項目で、そう思う、どちらかといえばそう思うを合わせると、八割から九割以上となっております。

なお、詳細なアンケートの集計結果につきましては、五ページ以降にまとめてございますので、後ほど御覧ください。

二ページにお戻りください。中段の4の次年度以降の業務の進め方でございますが、(1)のこれまでの総括は、学校管理職からは業務委託に関して肯定的な意見をいただいております。学校側が求める以上の成果を上げているや、学校主事委託を受け、児童、保護者、地域、そして教職員からの評価も高い状況にあるので、今後、各小学校へ広げていくべきである。学校主事職員の労務管

理が不要になることで学校管理職の負担軽減になっているなどの意見がございました。これらを踏まえまして、教育委員会としまして、小学校の学校主事業務の民間委託は有効であると考えております。

(2)の今後の方向性でございますが、次年度以降も直営の学校主事の人事に影響することがないよう、この人事に影響することがないようということは、これは、学校主事の退職者数を見ながら、また、異動年限前に委託実施による強制的な異動となることがないよう配慮することでございますが、委託を実施する方向で効果・検証を継続いたします。

5の今後のスケジュールでございますが、引き続き効果・検証を継続し、次年度以降の進め方をまとめ、十一月の当委員会にも報告する予定でございます。

御説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)「(仮称)せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」の策定に向けた検討状況について、本件に関して、井元学校経営・教育支援担当副参事より説明をお願いいたします。

○井元学校教育部副参事(学校経営・教育支援担当) 私からは、「(仮称)せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」の策定に向けた検討状況について御報告いたします。

1、主旨と2、ガイドライン策定の経緯は記載のとおりでございます。

3、「世田谷区インクルーシブ教育ガイドライン作成委員会」についてでございますが、(1)の目的と(2)の委員の構成につきましては記載のとおりでございます。

います。(3)当事者意見の反映につきましては、委員会において当事者である子ども等の意見を受け止める機会を設定し、その意見をよく協議した上でガイドラインに反映させてまいります。

4、ガイドラインと他の計画等との関係でございますが、本ガイドラインは第二次教育ビジョン（調整計画）や世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）等の成果と課題を踏まえ、現在策定中の世田谷区教育振興基本計画に基づくインクルーシブ教育推進施策を具現化するためのガイドラインでございます。

二ページを御覧ください。5、ガイドラインの基本理念と目標でございますが、(1)基本理念につきましては、インクルーシブな社会が実現される未来を見据え、学校で全ての子どもたちが共に学び共に育つインクルーシブ教育を推進することとしております。(2)の目標でございますが、三つ設定しております。一つ目は、子どもたちや保護者の意向を尊重し、就学・進学先において切れ目のない支援を円滑に行う相談体制を構築すること、二つ目としまして、子どもたちの多様性が尊重され、自分らしい学びを組織的に支える学校内外の支援体制の充実を図ること、三つ目は、新たな時代の学びに対応する教職員の資質・専門性を向上させることとしております。

6のガイドラインの構成（予定）につきましては、あくまで案段階ではございますが、記載のとおりでございます。今後、委員会において検討を重ねてまいります。

最後に、7の今後のスケジュールでございますが、令和六年二月に当委員会において素案を報告させていただき、九月には案を報告させていただきます。

そこでの御指摘等を踏まえ、十一月にガイドラインを策定いたします。その後、十二月に学校へ周知し、令和七年四月から取組みを開始する予定でございます。

私からの御報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)就学援助費支給漏れの発生について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いいたします。

○斉藤学務課長 就学援助費支給漏れの発生について御報告いたします。

1、事故の概要です。(1)対象者は区立小学校五年生在籍児童(一名)の保護者です。(2)事故の内容です。就学システムの処理において、対象児童を区外に転出した他児童と取り違い、対象保護者からの就学援助費申請を審査対象とせず、本来支給すべきであった令和四年度分、一万九千九百円及び令和五年度一回目支給分、八千五百円、計二万七千九百五十円の就学援助費の支給が漏れておりました。

2、事実把握に至る経緯です。二学期開始に向け、令和五年八月二日に就学システムにおいて区内の全児童・生徒のデータを抽出したところ、システム上、学校の区分が世田谷区立学校以外でありながら、在籍学校名が世田谷区立学校となっている児童を発見いたしました。当該児童の記録を確認したところ、区外に転出した他の児童と取り違えて事務処理がされていることが分かりました。

3、事後の対応です。事故判明後、八月四日に対象保護者におわびの連絡を取り、支給漏れとなった計二万七千九百五十円について八月十四日に支出処理を行っております。

続きまして、4、事故発生の原因です。区外に転出した他児童を就学システムにおいて転出処理する際、カナ氏名のみで検索し、漢字氏名や生年月日、在

籍学校名を確認しないまま、カナ氏名が同姓同名である対象児童の画面を表示して、他自治体への転出入力を行ってしまったためとなります。

5、今後の再発防止です。検索方法と基礎情報の一致確認を徹底するとともに、住民基本台帳の異動に伴う区立学校の転入学・転退学について、就学シSTEMの情報と、学校やくみん窓口から提出された帳票を定期的に突合して、事務手続きが適正に行われているかを複数名で確認するようマニュアルを改定し、チェック体制を確立してまいります。

このようなことが二度と生じないよう、事故発生を予防するためのシステム改修も検討するとともに、職員一同、いま一度原点に立ち返って真摯に業務に取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

御報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7) 民設民営放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の決定について、本件に関して、小泉学校教育部長より説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、民設民営放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の決定について御報告いたします。

区では、新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向けて、民設民営の放課後児童クラブの整備を進めるため、区が放課後児童クラブにおける児童への生育支援の質をまとめた運営方針等を理解し、区の事業に積極的に協力できることなどを応募要件として、募集要項により公募を行っております。このたび、令和六年四月の開設に向けて二件の提案がありました。審査委員会での厳正なる審査を経て、次の一件の提案を採択し、整備運営事業者として決定いたし

ましたので、御報告いたします。

最初に、1、採択した事業者及び提案地でございます。採択に至った提案は1の(1)記載のとおりで、令和六年四月に開設をする予定の一件です。整備・運営事業者につきましては1の(1)、①に記載のとおりで、予定定員につきましては(2)、④に記載のとおり、予定定員は八十人で、マンション内の一階テナントを活用する提案としております。なお、優先受入れは(2)、⑥に記載してありますとおり、経堂小学校でございます。

提案の所在地につきましては、右方四ページに参考として周辺図を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

2の経過については記載のとおりでございます。

3、評価でございます。右上二ページを御覧ください。質の維持向上ができる事業者であることを確認するため、表に記載してあります事業者の理念、事業の安定性・継続性、運営管理体制、質の確保、人材の確保・育成・継続年数の五つの評価項目、評価内容を重視した審査を行っております。

右上三ページを御覧ください。4、審査結果でございます。審査の評価点数等につきましては表に記載のとおりです。本審査では、総合評価点数の満点三百九十六点に対して評価点数七割を超える者を選定するもので、本件は七割を超える評価となっております。

(2)総合評価でございます。選定委員会で行った審査、評価に関する総合所見を記載しております。質の確保や提案の実現に向け、開設、運営に当たっての附帯条件として、地域での連携において学校や児童館、町会・自治会だけでなく、区内で子育てに関わる様々な団体との交流・連携をすること等の条件を付しております。

5、選定委員会の構成につきましては記載のとおりでございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8)世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会報告書（中間まとめ）について、本件に関して、小泉部長より説明をお願いいたします。

○小泉学校教育部長 それでは、世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会報告書（中間まとめ）について御報告いたします。

世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会では、令和四年十月から世田谷区らしい部活動地域移行の進め方について検討を進めているところですが、このほど中間まとめが取りまとめられましたので、御報告いたします。

右上の表示のページで九ページを御覧ください。検討委員会における検討状況について記載しております。部活動地域移行は教員の負担軽減に寄与することを大前提として、当該検討委員会では生徒のことを何よりも中心に考え、生徒にとってよりよい「生徒を中心とすること（スチューデント・センタード）」の共通の視点から議論が交わされております。この部活動地域移行の取組みが、生徒にとって「新たな価値」を感じさせるものとしていくことが必要であるとして、検討委員会で議論を重ねる中で、以下、下の枠囲みになっておりますが、記載の六つの新たな価値が導き出されております。

右上に記載されているページで一三ページを御覧ください。ここからは地域移行の課題を、さらに、一五ページからは今年度一年間実施している四つのトリアル事業の内容と検証の項目について記載しております。一年間のトリアル事業ですので、まだ現時点では実施途中ということですが、一九ページからトリアル事業の検証の中間報告として、六月に行った生徒や顧問、指導者へのアンケートを基に課題を整理しております。外部指導員による

指導や合同部活動は生徒にとっておおむね好評ではありますが、一方で、合同部活動の移動手段や、専門性の高い外部指導員の確保や学校との調整といったことが、今後の課題として挙げられております。

右上のページで二四ページを御覧ください。下段のほうになります。4―2―2、令和六年度に実施すべき取組みとして、民間企業等による新たなトライアル事業の実施、総合型地域スポーツ・文化クラブの補助制度の創設のほか、顧問が行っている審判業務のサポート体制に加え、部活動支援員の活用強化、広報周知、今後のトライアル事業の取組みの拡大等が提案されております。

なお、二九ページ以降の資料編には、アンケート結果や検討部会での生徒の意見交換の記録等を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

一ページ目、かがみ文にお戻りください。今後のスケジュールでございます。九月以降、トライアル事業に参加している生徒へのヒアリング等も行った上で、最終的な報告書を三月に取りまとめる予定としております。

御報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 最後のほうで、令和六年度に向けてNPOや企業等の委託も踏まえたというお話がありましたけれども、該当のNPOや委託企業というのは、ある程度目星がついているんですか。

○小泉学校教育部長 これまでも幾つも売り込みというか、こういうことができるという御提案はいただいております。現時点でどこの地区で何ということ は決まっておりますので、いろいろなものを並べて、今後、委託の仕方という か、お願いの仕方を検討してまいりたいと思っております。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡部教育長 ほかはいかがでしょうか。それでは、次に進みます。

(9)せたがやネットフォーラムの結果及びICT活用の今後の方向性について、本件に関して、山口教育研究・ICT推進課長より説明をお願いいたします。

○山口教育研究・ICT推進課長　それでは私から、せたがやネットフォーラムの結果及びICT活用の今後の方向性について御報告をさせていただきます。

1、初めに主旨についてでございます。インターネットを安全に効果的に活用する方法について話し合う「せたがやネットフォーラム」の実施結果及び今後の取組みについて報告するものでございます。

続きまして、2、せたがやネットフォーラムについてでございます。

(1)実施概要等の①の目的についてですが、代表校四校の二十四名の子どもたちがインターネットの利用の在り方を議論し、あるべき利用方法について方向性を見いだすものでございます。

②参加校及び③開催場所は記載のとおりでございます。

④三回行われたそれぞれの実施内容について御説明させていただきます。第一回は五月二十四日に実施いたしました。先ほど申しました二十四名の小・中学生が四つのグループに分かれて、アイスブレイクを入れながらインターネットのデメリット、メリットについて話し合いました。また、世田谷区の子どものたちの実態を把握する方法についても話し合い、子どもたちからアンケートを実施したいと意見が出、アンケートを実施することになりました。後ほどアンケート結果については御説明させていただきます。子どもたちで幾つかの質問内容も、そこで考えました。第二回は六月二十八日に実施いたしました。取りまとまったアンケート結果を見て、感想や結果から分かることなど意見交換を行いました。第三回は八月九日に実施いたしました。インターネットの利用方法について、子どもたちで考えました提言を発表いたしました。当日は区長や

教育長、学校代表で深沢中学校の校長、保護者代表でPTA連合会副会長が参加し、子どもたちの提言を聞きました。

続きまして、②ネット利用に関するアンケートについてでございます。①目的及びアンケート内容等は、三ページにお移りいただきまして、別紙1を御覧いただければと思います。1、目的は、子どもたちが主体的に考えましたアンケートを実施いたしまして、インターネットの利用の現状と課題について検討するためでございます。2、実施機関、3、調査対象、4、調査方法、5、回収率は記載のとおりでございます。6、調査項目につきましては、小学校一年生から小学校三年生までは質問番号一番から三番まで回答いたしまして、小学校四年生から中学校三年生までは質問内容、【Q1】から【Q15】まで回答しております。

次に、②のアンケート結果についてでございます。五ページにお移りいただきまして、別紙2を御覧いただければと思います。調査結果につきまして幾つか抜粋して御説明させていただきたいと思えます。

それでは、五ページの右上のグラフを御覧いただければと思います。①携帯電話等の所持率を御覧ください。小学校一年生の二割がスマートフォンやキッズケータイなどを所持し、中学生においてはスマートフォンの所持率が高いことが分かりました。

続きまして、その下のグラフ、③ネット接続時間のグラフを御覧ください。四時間以上のインターネットに接続する子どもたちが中学校一年生から増えています。

続きまして、六ページを御覧ください。右上のグラフ⑦「ネット接続時間四時間以上、四時間以下」と「生活習慣、気持ち等」の相関関係を御覧ください。ネットを四時間以上使用の子どもたちは、朝食を欠食する割合や十二時以降に就寝する割合が高い状況でございます。また、いらいらする割合、勉強に

自信なしの割合も同様でございます。

続いて、中段左のグラフ⑧「ネット接続時間四時間以上、四時間以下」と「ケンカやネット課金、面識のない人とのLINE等」の相関関係を御覧ください。四時間以上接続している子どもたちは課金の経験割合が高く、面識がない人と連絡を取っている割合も高い状況でございます。

最後に、七ページを御覧ください。左上の⑩ネット依存傾向の割合でございますが、上の表は、二〇一八年に厚生労働省でネット依存傾向の割合でございます。この調査は全国の抽出の中学生と高校生で調査したものになります。直接比較できないものになりますが、二〇二三年、下の世田谷区の割合を見ていただきたいと思います。この間に、GIGAスクール構想により学校のネット環境が整備されたこと、コロナウイルス感染症により、家庭で、自宅で過ごす割合が多くなり、インターネットの利用増加も考えられます。

二ページにお戻りいただければと思います。(3)アンケート結果を踏まえた考察についてでございます。先ほど申しましたように、GIGAスクール構想により、ネット環境が整備され、インターネットの活用が一気に増えました。子どもたちがインターネットを利用し、接続時間の長さから健康被害等の影響も懸念されております。さらに、過剰な長時間利用による生活習慣の乱れや、課金などのトラブルがあることから、子どもたちの利用においては十分な注意が必要と考えております。子どもたちがネットの利点と課題、危険性を理解できるよう、子どもたち自身で必要だと感じるルールづくり等、子どもたちの発達段階に合った指導が必要であると考えております。

続きまして、(4)子どもたちからの提言を御覧ください。親へ、先生へ、区へ、自分たちへと、それぞれ記載の内容が子どもたちの提言内容となっております。

最後に、3、ICT活用に関する今後の各学校・教育委員会の取組みについて

てでございます。アンケート結果や子どもたちの提言を踏まえまして、啓発資料の作成や事例等を用いた授業の充実、子どもたちの実態に合わせたリーフレットの改善、インターネットの利用に関しまして子どもたちが話し合う機会の創出など、学校や教育委員会で取組みを進めてまいります。

私の報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(10) 区立幼稚園集約化等計画に基づく区立幼稚園・認定こども園の機能充実としての三年保育の導入について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いいたします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、区立幼稚園集約化等計画に基づく区立幼稚園・認定こども園の機能充実としての三年保育の導入について御報告をいたします。

1の主旨でございますが、令和四年八月に策定いたしました区立幼稚園集約化等計画では、現在八園ある区立幼稚園を、区の教育・保育全体の質の向上に取り組む区内五地域の拠点として位置づけ、各地域一園に集約化すると機を一にして、三年保育の導入や要配慮児・医療的ケア児への対応強化等、地域の拠点としての機能充実を図ることを決めました。この集約化等計画に基づく区立幼稚園の機能充実に向けた当面の取組みといたしまして、試行的な先行導入を行い、導入に当たりましては、認定こども園区立多聞幼稚園を実施園としていと考えております。

続きまして、2の認定こども園区立多聞幼稚園における三年保育の先行導入についてでございます。集約化後の区立幼稚園におきましては、集約化等計画

に基づく機能充実として、三歳児の段階から要配慮児を含めた児童の受入れを行うとともに、乳幼児教育支援センターと連携し、三歳児からの教育・保育について先進的な研究等に取り組むため、三年保育を導入いたします。これを踏まえて、三年保育を導入するに当たっては、円滑な導入と効果的な実践に向けて試行するため、令和六年度から令和七年度にかけて段階的に先行導入をいたします。実施園につきましては、当面、移転等の予定がない認定こども園区立多聞幼稚園の幼稚園枠を対象といたします。なお、保育枠につきましては、三宿の杜なごみ保育園との連携関係により、同園の園児が四歳児クラスに進級する際の受入先となっておりますことから、三年保育の導入は行いません。

次に、(1)令和六年度の取組みについてでございますが、令和六年度における多聞幼稚園での取組みについては、三年保育導入に向けての準備段階として位置づけ、三歳児プレ保育として実施をいたします。

内容につきましては、①開始時期については記載のとおりでございます。六月としておりますのは、新年度が始まって園の運営が安定する時期に開始することを想定いたしております。②参加費は無料といたします。③の周知・募集については記載のとおりでございます。保護者にあくまでもプレ保育であることを前提に参加してもらうことを想定しておりますことから、他の幼稚園、保育園等の新入園の募集が一通り終わった時期である三月に募集を行うことを想定しております。

右上の二ページ目にお進みください。④募集人員を十から十五名程度といたします。⑤内容につきましては、当初は子どもと保護者が一緒に参加するイベントとして開催しております未就園児の会に準じた形で、二週間に一回程度から開始をいたしまして、段階的・計画的に一日の教育・保育の時間や通園頻度を拡大し、年度後半以降には通常の教育・保育に近づけた内容を週三日程度、実施していきたいと考えております。三歳児プレ保育に当たりましては、現在

検討中の「三年保育」カリキュラムの試行も行う予定でございます。

⑥の結果の活用については記載のとおりでございます。

⑦その他についてでございます。まずは、三歳児プレ保育は正規のカリキュラム外で行う準備的な取組みという位置づけになりますので、預かり保育及び給食提供は行わない予定でございます。なお、三歳児プレ保育参加者が令和七年度の新規入園を希望した場合は優先的に入園を認めるものいたします。

続きまして、(2)令和七年度の取組みについてでございます。①開始月は記載のとおりでございます。②周知・募集につきましては、令和六年九月の令和七年度新規入園児募集に当たりまして三歳児クラスの募集を行い、三・四歳児各一クラスの募集いたします。③内容について、右上三ページのほうに進みいただきました。④結果の活用については、いずれも記載のとおりでございます。次に、⑤その他についてでございます。まず、三年保育を先行導入するに当たりましては、三歳児も預かり保育に当たって給食提供をいたします。また、三年保育を既に導入している他自治体の公立幼稚園等に視察調査を行い、三歳児保育に必要な設備、物品を把握するとともに、令和五年夏に施設の長寿命化調査を行います。これらを踏まえ、必要な予算について令和六年度予算に計上いたします。

(3)先行導入の成果の活用でございますが、三年保育の先行導入の成果として、令和八年度以降に集約化を予定しております他園への三年保育の円滑な導入と、子どもたちの発達段階に応じた効果的で質の高い教育・保育の実践に向けて活用するとともに、区立幼稚園における早期からのインクルーシブな教育・保育の実現を図ってまいります。

(4)には、三歳児プレ保育から三年保育導入までの段階を追ったイメージ図を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

(5)その他といたしまして、三歳児プレ保育及び三年保育先行導入に伴い、

世田谷区立幼稚園管理運営規則等の改正を行ってまいります。

(6)今後のスケジュールにつきましては、右上四ページ目のほうにお進みいただきまして、記載のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (11)その他の連絡事項はございませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は九月二十六日火曜日午後二時三十分から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第十五回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時五分閉会